

総社市立認定こども園条例をここに公布する。

平成26年12月25日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第36号

総社市立認定こども園条例

(目的及び設置)

第1条 小学校就学前の子どもに対し、教育及び保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て家庭に対する支援を行うことを目的として、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園として、総社市立認定こども園（以下「認定こども園」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育時間相当利用児 幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する子どもをいう。
- (2) 教育及び保育時間相当利用児 保育所と同様に1日8時間程度利用する子どもをいう。

(名称等)

第3条 認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
総社市立きよね認定こども園	総社市清音軽部762番地

(事業)

第4条 認定こども園は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業のうち、地域の実情及び需要に照らし、市長が必要と認めるもの
- (2) 認定こども園法第9条の規定による教育及び保育
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(入園資格)

第5条 認定こども園に入園することができる子どもは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもであって、市内に住所を有する子どもとする。

(保育料等)

第6条 第4条第2号に規定する事業に係る保育料等は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 教育時間相当利用児に係る保育料は、月額9,500円（給食費4,000円を含む。）とし、保育料の減免及び徴収猶予等については総社市幼稚園保育料条例（平成17年総社市条例第103号）の定めるところによる。
- (2) 教育及び保育時間相当利用児に係る保育料等は、総社市児童福祉施設入所費用徴収条例（平成17年総社市条例第130号）の定めるところによる。

2 第4条の規定により実施する事業に係る実費については、市長が別に定める。

(入園の制限)

第7条 市長は、子どもが次の各号のいずれかに該当する場合は、入園を制限することができる。

- (1) 感染症を有する場合
- (2) 身体が虚弱のため集団での教育及び保育が不相当と認める場合
- (3) その他市長が不相当と認める場合

(開園時間)

第8条 教育時間相当利用児に対する開園時間は、午前8時30分から午後1時30分までとし、教育及び保育時間相当利用児に対する開園時間は、午前7時から午後6時までとする。ただし、市長が認めたときは、保育時間を延長し、又は短縮することができる。

(休園日)

第9条 教育時間相当利用児の休園日は、総社市立学校管理規則（平成17年総社市教育委員会規則第8号）第3条中幼稚園の休業日に係る規定を準用するものとし、教育及び保育時間相当利用児の休園

日は、総社市立保育所条例（平成17年総社市条例第127号）第3条中休所日に係る規定を準用する。

（その他）

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
（総社市立幼稚園条例の廃止）
- 2 総社市立幼稚園条例（平成17年総社市条例第102号）は、廃止する。
（準備行為）
- 3 入園の決定、その他必要な準備行為は、この条例の施行期日前においても行うことができる。
（総社市立保育所条例の一部改正）
- 4 総社市立保育所条例（平成17年総社市条例第127号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
（名称、位置及び定員）			（名称、位置及び定員）		
第2条 保育所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。			第2条 保育所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。		
名 称	位 置	定 員	名 称	位 置	定 員
略			略		
総社市立中央 保育所	総社市真壁 737 番地 3	120 人	総社市立中央 保育所	総社市真壁 737 番地 3	120 人
			総社市立清音 保育園	総社市清音軽部 762 番地	110 人

（総社市立幼稚園条例の一部改正）

- 5 総社市立幼稚園条例（平成17年総社市条例第101号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
（名称及び位置）		（名称及び位置）	
第2条 幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名 称	位 置	名 称	位 置
略		略	
総社市立山手幼稚園	総社市岡谷 627 番地	総社市立山手幼稚園	総社市岡谷 627 番地
		総社市立清音幼稚園	総社市清音軽部 762 番地

（総社市立幼稚園保育料条例の一部改正）

- 6 総社市立幼稚園保育料条例（平成17年総社市条例第103号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
第2条 保育料は、月額5,500円とする。	第2条 保育料は、月額5,500円とする。 <u>ただし、清音幼稚園については月額9,500円（給食費4,000円を含む。）とする。</u>

(総社市職員給与条例の一部改正)

- 7 総社市職員給与条例(平成17年総社市条例第41号)の一部を次のように改正する
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後					改正前				
(特殊勤務手当) 第23条 特殊勤務手当及びその支給額は、次のとおりとする。ただし、第19号の非常配置手当の支給を受ける者については、第18条及び第20条第2項の規定は適用しない。					(特殊勤務手当) 第23条 特殊勤務手当及びその支給額は、次のとおりとする。ただし、第19号の非常配置手当の支給を受ける者については、第18条及び第20条第2項の規定は適用しない。				
	特殊勤務手当名	特殊勤務の内容	支給額			特殊勤務手当名	特殊勤務の内容	支給額	
略					略				
13	保育手当	・ 保育所及び認定こども園に勤務する職員で保育に従事するもの。ただし、 <u>行政職給料表を適用している者に限る。</u>	1日	180円	13	保育手当	・ 保育所に勤務する職員で保育に従事するもの	1日	180円
略					略				